答 弁 第 一 九 号昭和三十年七月十二日受領

内閣衆質第十九号

昭和三十年七月十二日

内 閣

総理大臣

鳩

Щ

郎

議 院 議 長 益 谷 秀 次 殿

衆

衆議院議員 横 Щ 利秋君提出 財団医療法人に対する相続税その他課税上の 取扱に 関する質問に

対し、 別紙答弁書を送付する。

> (質問の 九

衆 議 院 議 員 横 Ш 利 秋 君 提 出 財 寸 医 療 法 人 に 対 す る 相 続 税 そ 0) 他 課 税 上 0) 取 扱 12 関 す

る質問に対する答弁書

財 寸 医 療 法 人 が 設 <u>\f\</u> \mathcal{O} 際 寄 附 を受けた 財 産に 対 し、 相 続 税法 第六 + 六 条第 匹 項 \mathcal{O} 規 定 (公益

を 目 的 とす る事 業を行う法 人に 対 す る財 産 \mathcal{O} 増 与 また は 遺 贈 に 因 り 贈 与 者 \mathcal{O} 親 族 な どの 相 続 税

ま た は 贈 与 税 0 負 担 が 不当に減少する結果となると認 \Diamond 5 れ る場合には 財 寸 を 個 人と み な

7 相 続 税 ま た は 贈 与 税 を課す る旨 0) 規 定 を適 用することが 違 法で は な 7 か と *(*) う 疑 点 に つ

いて。

1 財 寸 医 療 法 人 が 設 <u>\f</u> 0) 際 寄 附 を受 け た 財 産 に 対 相 続 税 法 第 六 + 六 条 第 兀 項 0 規 定 を 滴

用することが、適法であることについて。

財 团 医 療 法 人 が 設 立 \mathcal{O} 際 寄 附 を受 け た 財 産 に 対 L 相 続 税法 第 六 + 六条第 匹 項 0 規 定 に ょ り

相 続 税 又 は 贈 与 税 を課税することは次 0 理 由 に ょ り適 法 で あると考え る。

相 続 税 法 第 六 + 六 条 第 兀 項 は、 法 人 税 法 第 五. 条 第 項 第 号 ま た は 第三 号 に 掲 げ る 法

人そ \mathcal{O} 他 公 益 を 目 的 لح す る 事 業 を 行 う 法 人 に 対 す る 財 産 \mathcal{O} 贈 与 遺 贈 ま た は 包 括 遺 贈 に 因

り 贈 与 者等 \mathcal{O} 親 族 そ 0) 他 特 別 \mathcal{O} 関 係 が あ る 者 \mathcal{O} 相 続 税 ま た は 贈 与 税 \mathcal{O} 負 担 が 不 当 に 減 少 す

る結 果となると認 \emptyset 5 れ る場 合 12 は 当 該 法 人を個 人とみなして、 これ · に 贈 与税 ま た は

相

続税を課することを規定している。

ک 0 規 定 は、 昭 和二十 七 年 __ 月 日 か 5 設 け 5 れ た ŧ 0) で あ る が そ \mathcal{O} 目 的 とするとこ

ろ は、 個 人 が そ \mathcal{O} 財 産 \mathcal{O} 所 有 権 を 定 \mathcal{O} 者 に 帰 属 させ ることに 因 り、 通 常 で あ れ ば 課 さ れ

る べ き 贈 与 税 ま た は 相 続 税 \mathcal{O} 負 担 を 口 避 す ることを 防 止 することに あ る。 す な わ 5 寄 附

に か か る 財 産 \mathcal{O} 使 用 収 益 か 5 生ず る 利 益 が 直 接 ま た は 間 接 に 寄 附 者 \mathcal{O} 相 続 人 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 親 族

な تلح が 享受することとなると認 め 5 れ、 ま た は そ \mathcal{O} 寄 附 に か カン る 財 産 が 最 終 的 に は れ 5

 \mathcal{O} 者 12 帰 属することとなると認 \Diamond 6 れ るに ŧ か か わ らず、 寄 附 \mathcal{O} 相 手方 が これ らの者 以外

ょ れ \mathcal{O} う ば、 者 な で 場合 相 あ つて、 続 に、 人 そ そ \mathcal{O} L か \mathcal{O} 他 寄 Ł \mathcal{O} 附 親 そ 0) \mathcal{O} 族 相 な 相 手 ど 手 方 は 方 を が 個 贈 そ 人 与 0) لح 税 財 み ま 産 な た \mathcal{O} L は 寄 7 相 附 課 続 に 税 税 0 L を 1 ようとす 口 て な 避 す λ る 5 る 結 \mathcal{O} 果 ŧ 課 لح 税 \mathcal{O} で な を 受 あ る る。 0) け な とす

産 す が ることとして 現 行 法 人に 相 続 税 移 転 法 す は 1 ることは る。 受贈 また、 者 また ŧ とよ 会 社 は受遺 り などの あ 者 る 営 け が 個 利 れ ども、 人で 法 人に あ こ の る 場 つい ては、 合に 場 合 は、 に は、 そ 0 贈 設 与 同 <u>7</u> 時 税 に ま に 当 た 必 ず は 0 当 て 相 該 個 続 財 税 人 を 産 \mathcal{O} 12 課 財

て、 そこで、 般 的 に 相 続 公 税 益 法 を 第 目 六 的 + لح 六 す 条 る 第 事 兀 業 項 を は 行 う 法 \mathcal{O} 人 よう と 12 規 租 定 税 L 負 て 担 口 1 る 避 \mathcal{O} \mathcal{O} 原 で 因 あ る。 と な る 法 人 とし

対

応

す

る

出

資

持

分

 \mathcal{O}

取

得

が

あ

る

カン

ら、

贈

与

税

ま

た

は

相

続

税

口

避

 \mathcal{O}

間

題

は

生

じ

な

\ °

余金: また、 分 配 0) 禁止(第五 医 療 法 人 は、 十四条) そ 0 根 を始めとして設立 拠 法 で あ る 医 療 0 法 認 に 可(第四 お ** \ て、 十四条)、 営利 性 \mathcal{O} 定款 制 限 及び (第 七 寄 条)及 附 行 為 び 剰 \mathcal{O}

が < 報 れ び 変 告 設 \mathcal{O} 更 公 監 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 義 更 \mathcal{O} 益 督 務)及 認 に 認 を 的 第六 可 可 目 制 (第 \mathcal{O} び 的 限 + 取 第六 五. とす が 凣 消 + 設 条に \mathcal{O} + 条)、 る け 権 五. 事 5 限 お 条(表 決 業 れ **(**第 *(* \ 算 7 を行う法 て 六 決 0) 7 民 十三 届 て、 権 法 出 の 平 第四 条、 人 義 特 - 等)の 務 に 十条 第六 剰 に 第 余 該 (寄 五. + 規定を準 当すること 金 + 兀 附 が 条 、 行 禁止 条)、 為 第 用する等 か の され 六 府 補 は、 + 7 県 充)、 五. 知 文 **\ 条 事 理 る 第 及 般 0) 上 点 五. び \mathcal{O} 報 明 か + 第 営 5 告 5 九条第三号(監 六 利 徴 か み + 法 で Ć 収 六 人に あ ŧ 条)が 業 る。 比 務 医 療 L 規 停 法 て 定 事 止 人 多 さ \mathcal{O} 及

八 衛 則 L 条 生 第 ŧ は 業」 七 な 同 条 お、 運 を で \mathcal{O} \equiv 輸 公 な 法 益 第 令 事 ١ ر 業、 事 六 ک で 業 号 と に 郵 は は 公 便 含 益 む 電 む 運 し 信 と لح 輸 ろ 又 当 V) 規 業 う は 定 然 電 語 し、 通 で 話 あ を 信 0 ま 業 用 0 事 た、 て、 1 業、 倉 る そ 場 庫 たとえ 合、 水 \mathcal{O} 業、 道 他 そ ば 電 \mathcal{O} 保 \mathcal{O} 法 管 気又は 律 業、 範 税 に 法 囲 ガ 瓦 お は 12 斯 当 7 ス お 供 7 業 1 該 給 ŧ, 7 法 電 令 \mathcal{O} Ł 事 労 気 \mathcal{O} 業、 業 内 所 働 得 容 関 医 係 水 税 に 療 道 ょ 調 法 又 整 業 施 り は 法 及 必 行 ず 公 第 び 規

衆 衛 生 0) 事 業」 を公益・ 事業と規定 公益· 事 業 令第二条第二号は _ 電 気 事 業、 ガ ス 事 業 を

公益事業と規定しているがごとくである。

2 法 人 税 法 上 医 療 法 人と公益法 人との 取 扱に 差異 が あ る点、 お ょ び 相 続 税法上 一公益、 を目 的

る 事 業 \mathcal{O} 用 に供 す る 財 産 が 非 課 税 となっ て 1 る 0) に か か わ 5 ず、 医 療 事 業 \mathcal{O} 用 に 供 す Ś 財 産

目 的 とす る 事 業を行 う 法 人 に 該 当 L な 7 \mathcal{O} で は な 7 カゝ لح \mathcal{O} 点 に つ 7 て。 が

_

れ

に

·該当·

L

7

7

な

7

点

か

5

み

7

医

療

法

人

は、

相

続

税

法

第六十六

条

第

匹

項

に

1

う

公公

益

を

とす

法 人 税 法 上 医 療 法 人と公 益 法 人 لح 0 取 扱 に 差 異 が あ ること お ょ び 相 続 税 法 上 医 療 法 人 が 第

六 + 六 条 第 兀 項 \mathcal{O} 公 益 を 目 的 と す る 事 業 を 行 う 法 人 に 該 当 す る £ \mathcal{O} で あ ること は 次 \mathcal{O} 理 由

により適法であると考える。

法 人 税 法 第 五. 条 \mathcal{O} 規 定 が 民 法第三十四 条に 規定する公益 法 人に 対 し、 原 則 とし 7 課

税 して **(**) な ١ ر 0) は、 その公益性によるとともに、 その 非収 益 性 に . 着 目 L て 7 る からである

そ と思 は \mathcal{O} 性 課 わ 格 税 れ 上 す る。 収 る 益 建 そ 性 前 れ をと が で ない あ つ れ とみ て ばこそ、 7 るわけ る 0) で 公益 にこ あ は る。 法 1 人 で 医 か ない 療 あ 法 つ ので 人 7 に ŧ 法人税法に 0 収 7 益 て 事 は 業 か そ お 5 1 0) 生ず て 公 ŧ, 益 る 性 特 所 は 得 別 とも 0) に 対 取 か 扱を く 7

L

7

7)

な

1

ŧ

0

で

あ

る。

的とす で定め 相 る事 続 る ŧ 税 \mathcal{O} 法第 業 0 が 用 十二条第一 そ に 供 0) す 公 益 る を 項第三号及び 財 目 産 的 0) すべて とす る事 第二十一条 を 非 業 課 \mathcal{O} 税 用 とし に の 三 供 てい す 第一 る 財 る 項第三 0 産 で だ は け なく、 号の規定は、 に 限 5 その れ 7 うち 7 公益 る 0) 「政 を で 令 目 あ

る。

と 益 L 性 L 7 \mathcal{O} か も 現 な L て、 V) 実問 事 業 題として れ \mathcal{O} 用 5 に 0) ŧ 規 も収 定 0 ぱ に 益性をも 5 基 供する < 政 令 つてい 財 に 産 お をそ **,** \ る医 て 0 は、 療 範 法 井 慈 人の 善、 に 入 事 学 れ 業 7 術 0 7 用 宗 る に供する財 0 教 で 等 社 あ つて 会通 産は 念と 社 この 一会通 7 範 念 収

3 押 に 入 5 な 1 t \mathcal{O} で あ 0 て、 当 然 課 税

財 産 を 医 療 法 人 に 寄 附 す れ ば 相 続 \mathcal{O} 場 合 相 続 財 産 は そ れ だ け 減 少 す る が そ 0) は

対

象

لح

な

初 か 5 財 寸 医 療 法 人 制 定 \mathcal{O} 目 的 で あ 0 たこ _ ح 及 び 財 寸 が 解 散 て そ \mathcal{O} 財 産 が 個 人 12 帰 す る 場

合

12

は

相

続

税

 \mathcal{O}

身

替

り

税

金

とし

7

所

得

税

が

か

か

ることと

な

る

か

ら、

医

療

法

人

12

対

す

る

財

産

 \mathcal{O} 寄 附 は 不 当 に 相 続 税 を 減 少 す る結 果 たとな る کے は 1 1 切 れ な 1 لح \mathcal{O} 点 に 0 1 て 医 療 法 人

に 対 L 財 産 を 寄 附 す ることに 因 り、 寄 附 者 \mathcal{O} 親 族 そ \mathcal{O} 他 特 别 \mathcal{O} 関 係 が あ る 者 \mathcal{O} 相 続 税 又 は 贈

与 税 \mathcal{O} 負 担 が 不 当 12 減 少 す る 結 果 と な る لح 認 8 5 n る 場 合 لح 1 う \mathcal{O} は 当 該 寄 附 L た 財 産 \mathcal{O}

所 有 権 が 公 益 を 目 的 と す る 事 業 を 行 う 法 入 12 移 0 7 1 る に か か わ 5 ず、 当 該 財 産 \mathcal{O} 使 用 収 益

か 5 生 ず る 利 益 が 直 接 又 は 間 接 に、 寄 附 者 \mathcal{O} 親 族 そ \mathcal{O} 他 特 別 \mathcal{O} 関 係 \mathcal{O} あ る 者 が 享 受 す る 結 果

と な ると 認 め 5 れ る 場 合 又 は 当 該 法 人 が 解 散 L た とき に お け る 当 該 寄 附 財 産 が $\sum_{}$ れ 5 \mathcal{O} 者 12

帰 属 す る 結果となると認 め 5 れ る場 合を指 す 0 で あ る カコ ら、 財 寸 が 解 散 L た 場 合 \mathcal{O} 所 得 税 \mathcal{O}

間 題 B 財 寸 医 療 法 人 制 定 0) 目 的 と は 無 関 係 で あ る。

財 寸 医 療 法 人 が 解 散 L 7 個 人 経 営 لح な 0 た 場 合 又 は 社 寸 に 改 組 L た 場 合に、 行 政 上 特 別 措 置

をと 0 たこ لح が 違 法 で は な 7 か لح 0) 疑 点 に 0 ١ ر て。

財 寸 医 療 法 人 が 解 散 L 7 個 人経営と なった 場 合又は社団に改組 した場合の法 人税及び所得税

に つい てと つ た 取 扱 は、 次 0 理 由 に ょ ŋ 行 政上特に妥当性 を欠くも 0 と思い わ れ な 1

相 続 税 法 第六十六 条第 四 項 \mathcal{O} 規 定 は、 に 述べ た趣旨により、 昭和二十七年に お け る 相 続 税 法

改 正 \mathcal{O} 際 に 制 定 さ れ 昭 和 + 七 年 __ 月 日 以 後 行 わ れ た 相 続 贈 与 又 は 遣 贈 に 0 7 7 適 用 さ

れ ることと な つ たとこ ろ が 同 規 定 \mathcal{O} 施 行 当 初 に 設 立 さ れ た 医 療 法 人 \mathcal{O} ほ لح ん ど 全 部 が 同 条

 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} あ ることを 知 らず 又 は そ \mathcal{O} 趣旨 を + 分 に 理 解 L な か 0 た た 8 同 規 定 \mathcal{O} 適 用 を受 け る

き形態にあつた。

L か して、 漸次 同 . ' 規 定 の趣旨を理解するに及んで、 これ らの ŧ のは あら かじめ 同規定 0 趣 旨

を た を 持 理 は 解 分 個 \mathcal{O} L 人 て 定 経 \mathcal{O} 営 1 あ た で る 場 あ 社 合 0 団 た 12 法 は Ł 当 人 \mathcal{O} 12 然 とし、 変 更 財 法 L 寸 た 医 人 場 療 を 合 法 解 に 散 人 は、 を し 設 7 <u>\f}</u> 従 せ れ 前 ず 5 \mathcal{O} \mathcal{O} 個 に 実 社 人 情 経 寸 を 営 組 織 勘 に 案 復 \mathcal{O} 医 帰 7 療 す 同 る 法 条 人 か を ま \mathcal{O} 規 設 た 定 <u>寸</u> は を 財 す 適 る 寸 組 カゝ 用 織 ま

な

こと

に

取

り

扱うことを要

請

す

る

に

至

0

た。

療 療 条 税 を 1 法 法 改 7 \mathcal{O} 玉 \mathcal{O} 人を 税 人 8 財 負 本 で 担 庁 来 た 寸 設 社 医 を と 場 \mathcal{O} <u>\\</u> 不 趣 合 L 寸 療 当 て L 旨 法 12 に ま 組 に を お 人 は た 減 織 が 逸 1 ک は 変 少 脱 7 解 す 個 更 す f, れ 散 人 経 L ることを る ま 5 ま と た \mathcal{O} な 営 た t 事 は お \mathcal{O} は 考 組 情 カン 防 ま 織 個 え を 9 ま + 人 5 変 止 形 す で 更 分検 12 式 れ ること あ 復 た 的 に つ 帰 因 討 \mathcal{O} た で、 機 ŋ L L 不 が た結 た ŧ 械 t 当 目 0 行 的 とし 果、 的 \mathcal{O} 政 に に に 上 で 同 租 7 特 税 あ 同 0 条 同 つ 条 1 别 \mathcal{O} 負 て、 条 7 規 担 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 は 措 定 を \mathcal{O} 規 を 上 定 減 置 定 当 適 述 は、 を 少 を 初 講 用 せ \mathcal{O} よう 適 単 か ľ す L て 5 用 る に 8 こと な L る 相 社 な 結 事 寸 続 果 は 1 組 れ 情 税 織 とな ŧ ま か \mathcal{O} 5 \mathcal{O} え た t に \mathcal{O} とする ること は لح 財 ょ 0 る に 7 贈 寸 な 医 医 同 与

とともに、 法人税および所得税 の取 扱にお いても、 当初から社団組織による医療法人を設立し

または 個 人 営業 のままで あ つ た 場 合の負担とできるだけ同一となるよう、 必 要な調整 整を 加えた

右答弁する。

のである。

御質

問

の諸点は、

すべて右の法人税および所得税

の調整措置に関する事項である。